

大阪市消費者教育推進計画（仮称）の策定

1 現状

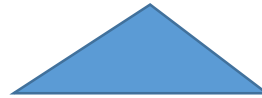
《消費者被害の状況》

- ・ 高齢者層

訪問・電話勧誘販売における消費者トラブルの相談割合は、高齢者層【65歳以上】が、それ以外の層【65歳未満】の2.9倍以上である。年齢別の相談件数は65歳以上が22.6%だが、被害金額（既払い額）が150万円以上の相談件数では、36.3%を占め、65歳未満に比べて被害金額が高額となっている相談が多い。

- ・ 若年（者）層

若年層における消費者トラブル相談では、契約主体となった20歳台前半は、未成年（10歳台後半）に比べ、相談件数が約3.2倍で、平均被害金額（既払い額）も4.1倍（約19万円）となっている。



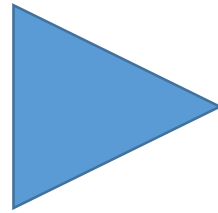
【成年年齢の引き下げ】

来春の改正民法による成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の未成年者契約取消権が認められなくなることから、成年年齢に達するまでの消費者教育の必要性がますます高まっている。

2 課題

《体系的な消費者教育の推進の必要性》

- ・ 高齢者層
ターゲットにされやすく、自身では被害に遭っていることすら気づいていない。
- ・ 若年（者）層
消費者トラブルに関する基礎的な知識が不足している。



ライフステージ（学校、地域、家庭等）や消費者の年齢層（若年者や高齢者など）ごとの体系的な消費者教育の実施が求められ、各所属や関係団体との連携が一層必要となっている。

【令和2年11月12日決算特別委員会 原口委員（維新・生野区）質疑】

- ・ 「中期的目標を定めて進めていくことも重要であることから…国が定める消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、大阪府の計画も参考としながら…消費者保護審議会に諮り、令和4年度中に策定してまいりたい」（消費者センター）
- ・ 「通販やフリマアプリを利用する可能性の高い高校生に対しましては、…教員の指導力向上に努めてまいります。各校に対しましては、教材の積極的活用や消費者教育講座の開催など…、消費者教育の充実に取り組むよう指導してまいります」（教育委員会事務局）

3 解決策

これまで、消費者教育は、市民局運営方針の重点課題に掲げて取組を進めてきた



- ・消費者教育の推進に関する法律において、市町村の努力義務となっている消費者教育推進計画を消費者保護審議会への諮問により、令和4年度中に策定（未策定の政令市は、北九州市と本市のみ）
- ・体系的な実効を期するため、区役所、教育委員会事務局、福祉局等の各所属や、消費者団体等と連携して策定

※国や府の計画（令和2～6年度）と合わせるため、今回策定する計画年次は、令和6年度までの2年間の計画とする。

4 消費者教育推進計画(仮称)策定イメージ

【消費者保護審議会教育部会（令和3年2月9日開催）】
「大阪市消費者教育推進計画（仮称）の策定について」資料

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景
- 2 計画が目ざすもの
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画の推進体制

第2章 市における消費者教育の現状と課題

- 1 消費者センター
- 2 市民意識調査
- 3 学校教育・社会教育、消費者団体、福祉関係、事業者団体等及び関連する教育

第3章 消費者教育推進の基本的な方向

- 1 イメージマップを活用した体系的な推進
- 2 連携と協働

第4章 消費者教育推進の内容

- 1 重点項目について
- 2 具体的な取組

第5章 進行管理

- 1 実施状況の把握
- 2 成果指標

(参考資料)